

令和3年度（令和4年4月1日採用） 東松島市職員採用試験（学芸員）受験案内

1 試験区分等

| 試験区分 | 職 種 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|------|-----|--------|---|
| 上 級 | 学芸員 | 1人程度 | 埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する技術的・専門的な業務及び文化財行政、博物館活動等に関する業務に従事します。 |

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

(1)の受験資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない方

(1)

| 試験区分 | 職 種 | 受 験 資 格 |
|------|----------------|---|
| 上 級 | 学芸員 (埋蔵文化財) | 昭和51年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、次の①から④まですべてに該当する者 ①4年制大学又は大学院において考古学に関する科目を履修し、卒業若しくは修了した者（令和4年3月31日までに卒業若しくは修了見込みの者を含む） ②博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する者若しくは令和4年3月31日までに取得見込みの者 ③埋蔵文化財発掘調査及び報告書作成の実務経験等がある者 ④普通自動車運転免許取得者 |

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法

試験は第1次試験、第2次試験とします。第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

| 試 験 | 方 法 |
|-------------------|--|
| 教 養 試 験 (120分) | 社会及び人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について短答式試験を行います。 |
| 専 門 試 験 (45分) | 埋蔵文化財発掘調査を担当する技術職員として、必要な専門知識について記述式の筆記試験を行います。 |
| 性格特性検査 (20分) | 職務遂行に必要な適性等について検査します。 |

(2) 第2次試験

| 試 験 | 方 法 |
|------------------|---|
| 作 文 試 験 (60分) | 文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。 |
| 専 門 試 験 (90分) | 埋蔵文化財発掘調査を担当する技術職員として、必要な遺物の実測について実技試験を行います。 ※ 実測に必要な用具、例えばコンパス、ディバイダー、マーコ、キャリパー、三角定規、直定規等通常使用しているものを必ず持参してください。 |
| 資 格 審 査 | 申込書に記入された内容及び埋蔵文化財発掘調査、研究等に必要な見識、的確性の審査を行います（個別面接）。 |
| 人 物 試 験 | 公務員としての適格性について人物面からの試験を行います（個別面接）。 |

4 試験日及び場所

| 区分 | 第1次試験 | 第2次試験 |
|----|---|-----------------|
| 日時 | 令和3年11月21日（日） 試験 午後1時15分～ （受付 午後0時30分～） | 令和3年12月中旬頃 |
| 場所 | 東松島市役所 （東松島市矢本字上河戸36-1） | 第1次試験合格者に通知します。 |

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和3年11月下旬に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。
- (2) 最終合格者（第2次試験合格者）の発表は、令和3年12月下旬に市役所掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に合否を通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は「令和4年4月1日」の予定です。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取消すことがあります。
- (4) 資格要件が採用時までに取り得できない場合には採用されません。

7 給与

- (1) 新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。

| 試験区分 | 職種 | 初任給（現行額） |
|------|-----|----------|
| 上 級 | 学芸員 | 180,700円 |

（初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。）

- (2) (1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求

申込用紙は東松島市役所に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（上級）申込用紙請求」と朱書き、宛先を明記のうえ、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

- (2) 受験申込先

所定の申込書に必要事項をもれなく記入の上、下記まで提出してください。

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1

東松島市役所 総務部総務課人事係

- (3) 受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は令和3年10月29日（金）午後5時必着とします。

（簡易書留郵便等の確実な方法で送付してください。）

- (4) 受験申込の際の提出書類等

ア 申込書 1部（履歴書（市指定様式）を添付すること。）

イ 調査歴及び報告書・論文等の執筆リスト（任意様式）

ウ 受験料 不要

エ 郵便申込の場合は、申込者の宛先を明記し84円切手を貼った返信用封筒（長3封筒）を必ず同封してください。

※ インターネットや電話での申込みはできません。

※ 申込書、履歴書には、申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmの写真を所定の位置に貼ってください。（貼付3箇所、写真のない場合は受付できません。）

9 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

| 試験 | 開示請求できる方 | 内容 | 開示期間等 | 開示場所 |
|-------|-------------------|------------|-----------------------------|------------|
| 第1次試験 | 第1次不合格者 | 総合順位及び総合得点 | 合格発表の日から1月間 午前9時から午後5時まで | 東松島市総務部総務課 |
| 第2次試験 | 第2次不合格者 採用未内定者 | | | |

10 その他

- (1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。
郵送申込みの方で、試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は下記まで連絡ください。
- (2) この試験についての問い合わせは、東松島市役所総務部総務課人事係
(電話0225-82-1111：内線1216)で回答します。